

Copyright Infringement on Music, Movie and Software in the Internet (Illegal File Sharing and Fair Use Practices in Indonesia, Japan and United States of America)

メタデータ	言語: eng 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45259

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学 位 論 文 要 旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

Copyright Infringement on Music, Movie and Software in the Internet
(Illegal File Sharing and Fair Use Practices in Indonesia, Japan and
United States of America)

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

インターネットでの音楽、映画およびソフトウェアの著作権侵害 (インドネシア、
日本、米国での違法ファイル共有と公正使用の実践)

Human and Socio-Environmental Studies (Law) 専攻 (Division)

氏 名 (Name) Bayu Sujadmiko

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) Prof. Nobuhide Otomo

(注) 学位論文要旨の表紙

Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

要旨

インターネット技術は、インドネシア、日本、米国を含む世界中で広く利用されている。発展につれて、それら応用技術は人類の福祉にとって不法な行為を誘発する「両刃の剣」となった。デジタル化可能なほとんどの著作物は、インターネットを介した複製及び物理的侵害の蓋然性にさらされることとなった。違法ダウンロード、アップロード、ファイル共有が市民の間に広がったが、インドネシアの立法は、インターネット技術の進歩への反応が鈍かった。その結果、著作権産業がフラッシュ・ドライバ、スマートフォン、タブレットなどの高度モバイル技術というデジタル著作権侵害の新しい成長の問題に直面しているのにもかかわらず、対策は、違法コンテンツや海賊製品の普及に対してのみ行われている。いくつかの国では、これらのデバイスは、それらが販売される前から違法なコンテンツをインストールされている。政府によれば、彼らは物理的及びオンラインの海賊行為を停止するための解決法を探している。本論文は、日本、米国、インドネシアにおける著作権法のシステムを比較する。また、国際的な規制が、刑事罰と罰金の執行においてこれら各国にどのような影響を与えるかを説明する。著作権法に関する立法のみではインターネット上の課題には答えられないことを示す点でも有益である。技術的、手続的、社会的、制度的に効率的な執行システムの具体的な調和が必要とされている。

Abstract

The utilization of Internet technology is widely practiced by the entire population of the globe, including Indonesia, Japan and United States. During its development, applied technology became a “double-edged sword”, in addition to the mankind welfare; it is used for unlawful acts. Most copyrighted works that can be reformed to digitize have big probability to duplicate over the Internet and physical piracy. Illegal downloading, uploading and file sharing became common activities among the citizenry. Indonesian legislation was low respond to follow the advance of Internet technology. Consequently, legal enforcement is performed only among the spread of illegal contents and pirate products. While, copyright industries face new growing problems with digital piracy; flash drivers, smartphones, tablets and other high mobile technologies. In some countries, these devices are preloaded with illegal content even before they are sold. Accompanied by the government, they try to find the solutions to stop the physical and online piracy. The thesis examines the comparison copyright law system with the cases analysis among Japan, USA and Indonesia. This thesis also describes how international regulations give influence to the members in enforcing the criminal penalties and fines. It is also valuable that copyright legislation alone will not answer all the Internet’s challenges. A concrete harmonization both, efficient enforcement system, technology, procedurally, society and institutionally, is required.

学位論文審査報告書

平成28年 1月25日

1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専攻 人間社会環境学専攻

氏名 バユ スジャドミコ

2 学位論文題目 (外国語の場合は、和訳を付記すること。)

Copyright Infringement on Music, Movie and Software in the Internet (Illegal File Sharing and Fair Use Practices in Indonesia, Japan and United States of America)

(インターネットでの音楽、映画およびソフトウェアの著作権侵害 (インドネシア、日本、米国での違法ファイル共有と公正使用の実践))

3 審査結果

判定 (いずれかに○印) 合格 ・ 不合格

授与学位 (いずれかに○印) 博士 (社会環境学・文学 法学・ 経済学・ 学術)

4 学位論文審査委員

委員長 大友 信秀

委員 永井 善之

委員 大貝 葵

委員 永江 亘

委員 村上 裕

委員 _____

(学位論文審査委員全員の審査により判定した。)

5 論文審査の結果の要旨

審査対象論文は、違法なファイル共有による著作権侵害に対する対処法に関する研究であり法学研究に位置づけられる。

同論文は、インターネット上におけるファイル共有による著作権侵害の実際とその対処法を先進事例を数多く有するアメリカと日本について分析し、インドネシアにおいて今後予想されるインターネットを介した著作権侵害への対処法を提言するものである。本論文は、現実に行っている先進国の事例から発展途上国であるインドネシアにおける今後の状況を予測し、そのために必要な対策を提案することを目的としている。この点で博士学位論文審査基準（以下、審査基準という。）(1)（人間社会環境の各分野を研究領域とした論文として問題意識が明確であり、かつ、設定されたテーマに妥当性があること。）を満たす。

本論は、第1章で問題の背景、研究目的、研究方法を示した上で、第2章でインターネットを介した著作権侵害に関して、違法なファイル共有の構造、米国におけるフェア・ユース法理、日本における私的使用による権利制限等、問題の基礎的概念に関する法的位置づけを明確にする。第3章では、米国及び日本における違法なファイル共有に関する事例を分析する。第4章では、インターネットにおける著作権保護に関する方策について、インドネシアにおける著作権制度の現状分析、最近の技術発展による著作権侵害への影響、デジタル著作物と適法なファイル共有、インターネット・ユーザー、公共政策の関係を論じる。その際、将来見込まれるTPPへの参加による影響、インターネット上の著作物の無償化の動きについても分析する。最後に、第5章で結論として、インターネットを介した著作権侵害に対して、刑事罰による規制がインドネシアにおいては現実的であることを論じる。

このように、本研究は、インターネットを介した著作権侵害に関する法的問題の基本構造の理解のために、米国及び日本におけるこれまでの事例、実際の対応状況を詳細に分析するものであり、審査基準(2)（設定されたテーマにふさわしい方法が選択されており、かつ、全体がその方法で統一されていること。）を満たす。また、米国及び日本の分析に加え、インドネシアにおける著作権侵害への実際の対処法を相互に関連させて論旨を展開している。この点で審査基準(3)（内外の研究文献が適切に参照されており、それらの成果を生かすかたちで研究が展開されていること。）及び(4)（論述を裏付ける資料・文献が適切に提示され、学術論文として体系的な構成がなされていること。）を満たす。論旨の流れは、侵害の基本構造を明らかにした上で、関係各国の分析を行うことで、先進国における対応の発展を理解した上で発展途上国であるインドネシアにおける対応を将来にわたり提案しようとするものであり、十分に実証的である。この点で審査基準(5)（結論に至るプロセスが論理的かつ実証的であること。）を満たす。結論として、インドネシアにおいては、罰金や損害賠償の支払い能力が低い者が多く、このような者による侵害に対しては刑事罰による規制が有効であるとする。しかし、インターネットを介した著作権侵害に対してすべからず刑事罰で対応することは、財産権侵害としての重要性に関する国民の理解が先進国ほど十分でないインドネシアにおいては過度な規制になる可能性もある。この点については、現在進んでいるインターネット上での著作物の無償化の動きにより、営利目的で大規模に行う著作権侵害等の意図的な侵害形態を除き、個人による小規模な著作物利用が侵害とならない時代が来ると予想されることにより、許容されると述べる。このような結論の提示は、先進国における対応をそのままねるのではなく、発展途上国であるインドネシアにおける保護と国民生活における情報利用のバランスを考慮している点で独創的であり、審査基準(6)（全体として、設定されたテーマに関し、従来の研究にある程度独創的な観点を加えていること。）も満たす。

ただし、著者自身も自覚していることであるが、インドネシアにおける著作権保護制度はい

まだ具体的な運用レベルでは未発達であり、政府による具体的対応の方向性が必ずしも明確でないため、提言自体も一定程度抽象的な水準に留まらざるを得なかったこと、私権としての著作権の活用に関する国民教育による侵害を未然に防ぐための取組等について直接検討していない等の問題がある。

しかしながら、本研究による提言は、インターネット上での著作物利用について最新の動向を反映させたものであり、本研究による提言が現状に対して議論を促し、インドネシア政府の対応を加速させることが十分に期待できるものであり、そのような新しい動きにより本研究が目的とするインターネットを介した著作権侵害の防止に関わる制度の構築が推進されることにつながることを予想され、国際条約上の義務にも十分な対応が可能になると予想される。本研究で十分に分析できなかった点は、このような今後の実務における変化もしくは対応からさらに発展するものと期待される。本研究はそのような将来の課題に対する基礎として十分に意義のある研究であり、博士(法学)の学位に達しているものと審査委員会全員一致で評価する。